

高鍋町告示第55号

令和4年第4回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年11月21日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和4年11月28日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○応招しなかった議員

令和4年 第4回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和4年11月28日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年11月28日 午前10時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号) [令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第4 議案第55号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 議案第58号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第59号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第60号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号) [令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第4 議案第55号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第56号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第57号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第8 議案第58号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第59号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第60号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(14名)

1 番	田中 義基君	2 番	永友 良和君
3 番	八代 輝幸君	5 番	松岡 信博君
6 番	青木 善明君	7 番	黒木 博行君
8 番	黒木 正建君	10番	古川 誠君
11番	中村 末子君	12番	春成 勇君
13番	日高 正則君	14番	杉尾 浩一君
15番	後藤 正弘君	16番	緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	教育長	……………	島埜内 遵君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	日高 茂利君			
会計管理者兼会計課長	……………			……………	鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	山下 美穂君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

○議長（緒方 直樹） おはようございます。

開会前ですが、11月18日にお亡くなりになりました稲井義人副町長に哀悼の意味を込めまして黙祷を捧げたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○議長（緒方 直樹） 黙祷。

[黙祷]

○議長（緒方 直樹） お直りください。御着席ください。

午前10時03分開会

○議長（緒方 直樹） 改めまして、只今から令和4年第4回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。

令和4年第4回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、11月22日午前10時より第3会議室におきまして議会運営委員1名欠席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より総務課長、財政経営課長の2名が出席、また、議会事務局より日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

本日の臨時議会に付議されました案件は、議案第54号（専決第9号）令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）など補正予算が4件、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての、計8件でございます。

それぞれの案件につきまして執行部より説明を受け、意見を求めましたが特になく、その後、議会事務局長より日程についての説明があり、会期につきましては本日1日限りとするので委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、中村末子議員、12番、春成勇議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日11月28日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月28日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第54号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（専

決第9号) 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 皆様、おはようございます。

議案第54号(専決第9号) 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,443万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億3,381万8,000円とするものでございます。

本案につきましては、政府が物価・賃金・生活総合対策として閣議決定した、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に要する費用、物価高騰に対する高齢者の生活支援及び町内経済の活性化対策として65歳以上の方に1人5,000円の商品券をお配りする費用、国において生後6か月から4歳までの乳幼児を対象とした、新型コロナウイルス接種に要するシール台紙の印刷費用を計上するものでございます。

財源といたしましては、国庫支出金及びふるさとづくり基金繰入金でございます。

生活支援のための緊急支援給付金の支給及び商品券の配付、新型コロナウイルス感染症まん延防止のための乳幼児に対するワクチン接種、いずれの事業につきましてもできる限り速やかに行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定によりやむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長(飯干 雄司君) 議案第54号(専決第9号) 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。

予算書の8、9ページをお開きください。また、別にお配りしておりますA4横書き片面印刷と、A4縦書き両面印刷の資料を併せて御覧ください。

まず、社会福祉費、社会福祉総務費、住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金事業についてでございます。

今回の補正は、政府が9月20日に物価・賃金・生活総合対策として、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり5万円の臨時特別給付金の支給を決定したことによるもので、対象となる世帯は、住民税非課税世帯が3,000世帯、家計急変世帯が50世帯と想定しているものでございます。

次に、社会福祉費老人福祉費、65歳以上の方に対する商品券「年末年始元気券」発行事業についてでございます。

本件につきましては、急激な円安の進行等により物価が高騰する中、年金が収入の大きな部分を占める65歳以上の高齢者の方々の生活を支援するとともに、町内経済の活性化を図るため、11月25日現在、高鍋町の住民基本台帳に登載されている65歳以上の約

6,700名を対象に、1人当たり5,000円の商品券をお配りするものでございます。

次に、予算書8、9ページから10、11ページにかけて保健衛生費、予防費、乳幼児に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業についてでございます。

本件につきましては、国において10月5日に生後6か月から4歳までの乳幼児を対象とした、新型コロナウイルスワクチンが特例承認されたことに伴い、シールタイプの接種券用台紙の印刷費用を計上し、ワクチンの接種体制を整えようとするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は6、7ページでございます。

住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業につきましては、国庫支出金。「年末年始元気券」発行事業につきましては、ふるさとづくり基金繰入金をそれぞれ財源とするものでございます。

なお、専決処分の日は令和4年10月20日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。何点か質疑を行いたいと思います。

先ほど、専決処分については今、資料を頂きましたので重複する部分もあるとは思いますが、お伺いしたいと思います。

国庫支出金歳入関係において、先ほど説明のあった9月20日の閣議決定について説明がありました。しかし、この説明資料を見る限り、どのような配分基準となっているのかというところについては詳しく説明はなかったように思います。例えば、家計急変とはどのような場合を指すのか、どういったことをそれは基づいているのかお伺いしたいと思います。

この配分に基づき、町負担がどのぐらい生じてくるのか、その予算をどこからどう持ってくるのか、それに、このようなことを聞く背景は、企業の横暴なのかはわかりませんが、妻とは一旦別居及び離婚しているような支援策をもらわないと生きていけない、要するに解雇されたりとか、そういうことがあったということのある人が少なからずいらっしゃるというお話をお伺いしております。増加しているのではないかと心配しております。どのような把握をなされているのか知りたいと私は考えるから質疑を行います。

また、商品券発行がありますけれども、お年寄りが頂いてもお年寄りが使えるとの確認はどこですか、例えばマイナポイントでは使える業態がある程度あります。そこで、お年寄りの方がマイナポイントをもらい、その方の携帯を利用してお孫さんや子どもさんが一緒に行って買物をするという光景が目立っております。なぜ商品券となったのかお伺いしたいと思います。

また、事務費が、恐らく私の計算が間違っていなければですけども、170万円ありますけれども、直接町でこの商品券ができない理由は何なのかをお伺いしたいと思います。

積算根拠を示してほしい。確かに、商工会議所にこれは多分されるんじゃないかなと思うんですけども、あまり商工会議所ばかりずうっと使っていると、やはり今度は新しい選挙で、この前の選挙でもありましたけれども、やはり商工会議所とはあまり深いお付き合いをしないほうがいいのかなと思ったりする場合がありますので、積算根拠を示してほしいですね。事務費というのは私たち簡単に考えますが、これだけ会計年度任用職員もいますし、職員もちゃんといますので、その人たちがやってもマイナポイントについては会計年度任用職員なんかを雇ってされておりますけれども、これ本当に素早くできるみたいでこれは住民の方から大変喜ばれているということはつけ加えたいと思います。

一応、1、2、3、4、4点について質疑を行いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） まず家計急変の基準、どういった状況なのかということでございますけれども、予期せずコロナの状況だとか、こういう離職だとか、そういった状況で世帯のほうに住民税非課税世帯相当となった世帯ということでございます。

どのように把握しているのかということでございますが、家庭で離婚とかそういった状況で家計が急変する場合につきましては、窓口のほうに児童扶養手当の手続だとか、そういった手続の際に把握することができると考えております。また、離職等で家計が急変した世帯につきましては、総合相談窓口のほうにいろいろ相談が参っておりますので、そういったところで把握できるものと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 65歳以上の方へ配付する商品券について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回、商品券、なぜ商品券になったのかというお話もございましたけれども、今現在、これだけ物価が高騰しております。しかしながら、年金の方というのは年金がすぐ上がるわけではございません、実際、もう決められた中でこれだけ物価高騰している中で生活をやりくりしていかないといけない、こういうような声をお聞きしまして、一刻も早く何か手だてを打つべきということから考えたわけでございます。

その中で、いろいろマイナポイント事業とかそういうのもございますけれども、一番早いのは今やっておりますプレミアム付商品券、こちらのほうに、その事業に乗かってやるのが一番早く対応できるのではないかというような考えから、今回、商品券をお配りすることといたしました。それで、いろんな加盟店、参加店の方にそういうような事業をお願いするにしても商工会議所が今までやっておりますので、商工会関係ですから、そのお店と商工会議所のつながりもございますし一番スムーズにいくと、そういうことで商工会議所をお願いすることとしているわけでございます。

商工会議所のほうでは、今までプレミアム付商品券を発行していただいておりますので、その印刷とかデザイン、そちらのほうのノウハウもございますので、町としても独自で

やる方法もございますけれども、それより一刻も早くお届けするという観点から今回も委託するのが最適と考えてこのような事業を計画したということでございます。

以上でございます。

○11番（中村 末子君） 何%事業かということだけを答えてもらえればいい。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） この「年末年始元気券」の発行に要する経費ですけれども、100%町の持ち出しとはなりますけれども、ふるさとづくり基金の繰入金では今回予算措置をいたしております。しかし、交付金の決定がございましたら国の給付金、コロナ関係の、そちらのほうを振り替える形にはしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと答弁の仕方が違うと思うんですよね。というのは、100%町負担じゃなくて、今は100%町負担でしょう。でも、これは国が決めたことですから、町が負担することではないですよ、基本的には。だからそういう意味からすると、今は確かに100%出すかもしれませんが、後日ちゃんといつぐらいに国庫支出金があるのかとか、そういうこともちょっと答弁してほしかったんですよね。だけど答弁がないから、商品券発行については100%町負担という意味でいいのね。

それから、その前の部分については国庫支出金の歳入関係では、国が100%と考えていいんですね、いいんですね。そういう答え方をちょっとしていただければよかったかなと思うんです。まあ、いいですよ。

そうしたら私、お伺いしたいと思うんですが、先ほど福祉課長の答弁でもありましたよね、予期せず離職をされた場合、確かに失業手当というのは収入には確かに加算されません。加算されませんが、やはり真面目な人は、やはり失業保険があるからということでもまだ自分たちはこれをもらう資格はないんじゃないかと考えていらっしゃる方がひょっとしていらっしゃる場合があると思うんです。だから、そういうところの徹底したお伝えの仕方というのをどうしていきたいと思っているのか、また、いずれです、前のときにコロナでお金を借りて、今、返済中の方が随分いらっしゃるんですね。返済ができないという状況の方もいらっしゃるみたいですし、その辺の対応というか、その辺をどういうふうに見ているのかということ是非常に私、気になる場所なんです。だから本当に焼け石に水、5万円頂いても焼け石に水というところが出てきやしないかというふうに思って、これから年末になって、やはり子どもたちにもお節は食べさせてあげたい、いろんなこともしたいと思っている家庭があるにもかかわらず、そういう年越しのできない、お餅も食べれない、そういった家庭がやはり高鍋町で存在するということになると非常に私は気分が、私的には本当に重くなる、そういう状況があるんですが、その状況についてどのくらいのそういった家計急変なりということをきちんと調べられているのか、そのことを再度お伺いしたいと思います。

先ほど財政経営課長の答弁で、直接できない理由というのは結局、商店街・商工会議所主導権になってくると、どこでも使える商品券であるのかどうかというところが非常に、頂くほうとしては大変なんですね。

先ほどの答弁の中で、私がちょっと気になったのは、年金がというくだりのところで、年金は今、毎年下がっております。だからその穴埋めをしたいということであればそれはそれでいいんですけども、年金は本当に大きな人は2か月で5,000円ぐらい下がっております。だから、それもちゃんと私はある程度調べたんですけども、でも本当にこれだけ下がり行く年金を横目に見ながら、たった5,000円と言うと物すごく申しわけないんですが、5,000円のお金がどんなに皆さん喜ばれるかと思うんですね。しかし、その反面、65歳以上の人全てにこれが出るとしても、所得の制限はないのか、あるのか、そのところがお答えになってないと思うんですが、全員に行き渡るということで、これはよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、商工会議所へ委託する理由として、印刷・デザインのノウハウ、だから一刻も早くという希望値がよく見えてくるんですけども、これはノウハウがやはり自分たちであればできるということで確認でよろしいのでしょうか。

私は、いろんな意味において職員はそれぐらいの能力はきちんと備えていると思うんですね。だから、なぜ170万円もかけて委託をしなければならないのか、人件費は会計年度任用職員を含めて随分たくさん職員はいるわけですよ、だからその職員の中で、私はね、物すごくそういうところで資料を持っていらっしゃる方いらっしゃると思います。だから、そういうものがまた商工会議所とは違う観点で私は商品券が配付できるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、できるだけ早く、やはりきちっとしたものを商工会議所にしなくても、何でできないのかと、そのところを1点にお答え願えたらと思うんですね。何で職員でできないのかというところを答えていただきたいんですよ。商工会議所がノウハウがあるからじゃないんです、何で高鍋町の職員にはそういうノウハウができてこなかったのかというところが一番問題なんですよ。だから、職員がやれるところはやっぱりやらなきゃいけない、これ、後で質疑も行いますけれども、高鍋町にやっぱり職員も会計年度任用職員も合わせると相当いると思うんですね。その中で、やっぱりいろんなことが皆さんできる能力はしっかりと持ち合わせていらっしゃると思うんですね。だから、職員自体が自分たちの手元を離れているためになかなか自分たちの力が発揮できない、思っている職員も少なからずいらっしゃるんじゃないかなと私思いますので、そのところは再度お答え願いたいと思います。

店と商工会議所と言われるけれども、今、一番街、中町商店街、立花商店街、ここを合わせると一体何軒くらいのお店があって、あと地域にあるお店の中でどれだけ商工会議所の加入者がいらして、どうなのかということの中で何店舗を選んで買物ができるのか、そのところを、じゃ、お答えいただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 家計急変世帯の把握についてでございますが、広報といたしましては「お知らせかなべ」やホームページでのお知らせということになるかと思いますが、福祉課を含め1階の各窓口でのいろいろな相談や、総合相談センター「架け橋」こちらのほうにも相談が参っておりますので、そういった情報を捉えながら、この家計急変の給付金支給につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 今、御質問いただきました商工会議所のノウハウとかいう話がありましたけれども、町でもできないのかという御質問ございましたが、町でできないというわけではございません。こんだけ急激に物価が変動しまして、いかに早く困っている人に手を差し伸べるかというのを考えたときに、町で今から職員体制を、ほかにいろんな仕事をしておりましたので、職員を集めてどういう体制でやるかとかそこら辺をやるよりは、今やっているプレミアム付商品券のスキームに乗ってやったほうが素早く対応できるということから、商工会議所をお願いしているものでございます。

使える店舗数につきましては、今、商工会議所のほうで募集とか、そういう連絡をしていただいておりますけれども、プレミアム付商品券の店舗数が281ほど使えますので、それとほとんど同じ数字になるとは思っております。

この使える店舗数につきましても、分かりやすいように商品券と一緒に使える店舗の一覧表を同封するように考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。今使える店舗数についても、今把握をしているというふうに答弁があったと思うんですね。使える店舗数というのは、やはりある一定の、向こうから申込みがあったり、面倒くさいと思われる方なんかもいらっしゃるだろうと思うんですね。だから、私は、使える店舗数というか、ここではこういうの使えないよとか、この前のプレミアム商品券でも同じなんですけれども、やはり使える範囲をもう全部区別しないで同じ商品券という、どこでも使えるというふうにするわけにはいかないのかどうか、そこはちょっと、今度は金額が5,000円ということですので、5,000円を小分けするわけにはいきませんので、なかなかね、5,000円を1店舗で使いたいと思う方もいらっしゃるだろうと思うんですね。だから、お年寄りのニーズに合った使い方のできる商品券の仕組みというのは、今度は作っていただけるのかどうか、そこは要請していただけるのか、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。お年寄りのニーズに合ったというようなお話でございますけれども、今回、新たに町から商品券を配りますと、これに参加していただける店舗の方は手を挙げてくださいというようなお願いをしているものではござい

せん。先ほどから申しまわっているとおり、今の、行っておりますプレミアム付商品券のスキームに乗っけてやるものですから、新たな商品券の仕組みではございますが、今の参加しているプレミアム付商品券の店舗に対して、またこういうのがありますから御協力をお願いするというような形で出しております。したがって、今回の5,000円のと今までのプレ券、そちらのほうの対象店舗というのはほとんど変わらないというふうに考えております。

先ほど、繰り返しになりますけれども、事前に参加店舗数の紙を入れておりますので、ここが使えるんだねというようなことを事前に見ていただいて、もしできれば、お孫さんでもこういうところに何か買ってというような相談をしていただくなり、それで家族の会話が一つでも増えればというようなことも願って商品券事業を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第54号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この案件の中には、執行部が答弁されたように早急に打ち出す必要があるということをおっしゃいました。私はこのことについては本当にそのとおりで思っております。もっと使いやすいものを、ということも提案をいたしましたけれども、皆さんが本当にこれで年末が安心して暮らすことができる、子どもにお餅の一つでも買ってあげることができる、そういった安心感を与えていくことが本当に重要だと思います。素早い対応をしていただいて、年末に間に合わせていただけると、私、そう確信して賛成としたいと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり承認されました。

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第5、議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事院勧告に準じて本町職員の給与等の改定するため、条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、初任給及び若年層に重点を置いた、給料月額並びに勤勉手当の支給月数をそれぞれ上げるものでございます。

次に、議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、国の特別職職員の特別給の改定に準じて、本町の常勤特別職の職員の期末手当の支給月数を上げるため、条例において所要の改正を行うものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、人事委員会の置かれていない市町村においては国の給与改定等を受けて具体的な給与改定方針を決定することとされております。

このため、人事院勧告に準じて職員給与の月例給、特別給を改定するため条例において所要の改正を行うものでございます。

月例給につきましては、民間給与との格差0.23%、921円を埋めるため、給料表の水準を引き上げ、一般職試験大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒者に係る初任給を4,000円引き上げ、20歳代半ばに重点を置き、初任の係長給の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在職する号給について改定を行うものでございます。

特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえ0.1月分引き上げて勤勉手当に配分し、改定後は期末手当が年間2.4月、勤勉手当が2.0月の計4.4月となります。

次に、議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、特別職の国家公務員給与も改定されたことから、町もそれに準じて常勤特別職である町長・副町長及び教育長の特別給の改定を行うものでございます。

内容につきましては、特別給を0.05月引き上げ、期末手当の月数を年間3.3月とするものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 若年層に重きを置いてという説明がございました。このことにより、どのように給与の変化があるのかお伺いしたいと思います。例えば、生涯給与に関して、退職金の問題と併せ基本的には職員の待遇そのものは生涯通してよくなるのかどうなのかを知りたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。今回の改定に伴う若年層の給与の変化についてでございますが、改定に伴う影響額といたしましては、給与に関しては162万5,000円、期末勤勉手当で634万2,000円の影響の額となっております。

ただ、退職金でこの分が幾らぐらい金額として跳ね上がるのかという試算については、すみません、しておりませんが、当然ながら初任給が上がることによって生涯の給与についても改善されるものとは考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） なぜこのようなことを聞くのかという一番大きな理由は、今、81歳ぐらいの人の時代から、年金の支給日が61歳になりました。そして、それから本当に退職金というのはいままでと違って、右肩下がりですと少なくなってきてるんです。だから、うちの夫が退職したときと比較するとかなり少なくなってきてるというのが実感なんです。私は、このような状況というのを公務員がそのような状況下に置かれるということ自体が、これは社会的にやはり公務員の給与というのは、しっかりと社会の経済に反映していくと思ってるんです。特に、高鍋町のような公務員の人口が多いところについては、やはり公務員が地域の経済を牽引していくという役割を果たしてくれていると私は思ってるんです。だから、そういう意味でも、若年層の方といえば当然、子どもの教育費なりいろんな費用に重きが置いてあると思います。消費経済に回すお金は正直な話ですが、あまりないと私は考えます。

それから考えたときに、私が生涯給与に関して聞く一番大きな理由というのは、生涯給与がしっかりとすれば、確保できていれば、退職金の問題と併せて生涯に頂ける金額というのはある程度、やはり一定の重きがあると私は思ってるんです。だからこそ、職員の待遇そのものは生涯通してよくなっているのかと、先ほど聞いた一番大きな理由は、職員がしっかりとした収入が保障されてなければ、地域の経済は絶対回らないというのが私の率直な感想なんです。

そのようなことを考えたときに、本当にその地域の経済に影響を与えていくだけの賃金、

要するに給与を頂いているのかということに自信があるのか、というところを私はちょっと聞きたかった部分というのが一番大事なところなんです。

高鍋町は以前ラスパイレスで、非常に高いということで、それからずっと下げてきた経緯がありますよね。だから、今のラスパイレスというのも多分、恐らく100%に達してないんじゃないかなというふうに思うんですね。

私が、そういうところになぜ言うかという一番大きな理由は、やはり人口がこれだけ減少してきている、そして公務員の方々が皆さん本当に努力して一生懸命地域の経済、そして地域のいろんな行事に関しても努力をしていただいている。例えば消防団員についても役場の職員は消防団員となるということが義務づけられたわけではないかもしれませんが、これはもう命令で、総務省の命令でちょっと出てますので、そういうことも考えたときにやっぱりいろんな形でしっかりと社会貢献できるような状況が網羅されているかどうかということを知りたいわけですよね。だから、そのことについてどうなのかということをもう一度ちょっと答弁をしていただけたらと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。先ほどの御質疑の中で、ラスパイレス指数のお話がありました。

令和4年のラスパイレス指数についてはまだ公表されておられませんので、令和3年の数値で申しますと96.0ポイントとなっております。

国の行政職の給料月額を100として計算した指数でございますので、国の基準を、基準というか国を下回っているという水準というのは言えます。

今回、人事院勧告の中でも給与上対応すべき課題といたしまして、若い世代の誘致、確保ということが取り上げられています。その中で、若年層をはじめとする人材の確保等の観点を踏まえて、公務全体のあるべき給与水準について取り組むというのが今回の人事院勧告で出されておりますので、なかなか給料水準の引上げという、あくまで公務員の場合は民間の給与との比較における改定となりますので、そういった前提はございますけれども、今回は若年層に重点を置きまして、人材の確保等を図るというような勧告になっていることは間違いございません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ここでちょっと暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

○議長（緒方 直樹） まず、中村議員に申し上げます。会議規則の第54条というので発言は全て簡明にするものとし、議題外わたり、また、その範囲を超えてはならないということと、あと、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないというふうに記載されておりますので、その旨を御理解して質疑のほう再度お願いいたします。

午前10時45分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議長がそう言うもんだから忘れちゃったじゃないですか。まあ、いいです。

自分の意見は言っていないつもりですよ。だから、私としてはこう思うということは確かに言いましたけれども、経済に与える影響というのを強く言ったことであり、それは何もね、会議規則に違反するものではないというふうに私は思っております。

そこで、3回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどちょっと答弁がありませんでしたけれども、職員の待遇そのものは生涯を通してよくなっているのか。これ、よくなっているとは言えないと思うんですね、数値から関係して。

なぜそのように申し上げるのかということは、先ほども申し上げましたけど退職金が減ってきている、そして生涯通してやはり子どもの教育費なんかが上がってきている、その状況からして生涯の給与、生涯頂くものというのが少なくなってきているんじゃないかなというふうに思っているんですが、それに対して、例えば、以前は職員組合はやはり給与に関してもしっかりと皆さんの意見を入れて、まあ、ストライキをするとか、そういうことはできませんけれども、やはり、ちゃんと町長のほうに申入れをされている部分があるのかなと、そこのところをちょっと確認だけさせていただきたくった部分があるんです。だから、やはり組合の人数が多分高鍋は多いと思うんですが、それに対して、やっぱり組合員の意見がしっかりと給与に反映されているのかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 今回の人事院勧告に伴う給与改定につきましても、職員組合のほうと交渉をさせていただいております。当然ながら、組合の主張する要求とこちらの考え方が相違することはあります。ですので、そういった物事については、継続交渉という形で、こちらとしても真摯に対応させていただいているところでございます。

組合のほうも、労働者の立場はございますけれども、基本的に、町をよくしたい、職場環境をよくしたいという思いについては、私どもと同じ考えを持っているというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを討論

を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、質疑を行いました生涯給与、これについては、皆さん働く意欲、しっかりと持っていただくための大切な問題だと思います。

ラスパイレス、以前は100%を超したこともございました。しかし、今は残念なことに96%、97%を割っております。その状況の中で、本当に職員が生きがいとできる働きがいのある職場にしていくためにも、今度の給与に関する条例の一部改正についてはしかるべくことだと私は思っております。

できれば、私は、これにボーナスなどももう少し上げていただいて、やはりお正月がにこやかに迎えられるような状況をつくっていただけたらと希望して、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第56号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 発議第4号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、後藤正弘議員。

○15番（後藤 正弘君） 15番。発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条2項の規定により提出いたします。

提出者、高鍋町議会議員、後藤正弘。

賛成者、同じく、杉尾浩一、春成勇、松岡信博、中村末子、青木善明、八代輝幸、永友良和、田中義基、日高正則、黒木博行、古川誠、黒木正建。

提案理由を申し上げます。

本案は、国の特別職及び本町常勤特別職の特別給の改定に準じて、また、本町常勤特別職の支給月数の差を段階的に解消するため、本町議会議員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

これにより、本年度12月期の期末手当が1.625月分に、次年度以降の6月期及び12月期がそれぞれ1.575月となるものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

日程第9. 議案第59号

日程第10. 議案第60号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から、日程第10、議案第60号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてから、議案第60号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,808万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億5,190万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出では、今臨時会に上程させていただいております給与に関する条例の一部改正に伴う人件費及び特別会計繰出金の増額、マイナンバーカード取得等のための窓口事務に従事する会計年度任用職員の雇用に要する報酬及び費用弁償、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金、並びに11月19日に新富町で高病原性鳥インフルエンザの陽性が確認されたことにより設置される消毒ポイントにて、防疫作業に従事する職員に要する費用を計上するもの、歳入では、財政調整基金繰入金の増額でございます。

次に、議案第58号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,430万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第59号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ25万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,190万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第60号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,967万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金及び受託事業収入でございます。

以上、4件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 訂正をお願いします。

議案第57号の歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億5,190万1,000円とするものでございますが、105億と言ったそうでございます。訂正させていただきます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から、議案第60号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、一括して詳細説明を申し上げます。

今回の一般会計及び特別会計3件の補正予算につきましては、高鍋町常勤特別職及び一般職の職員の給与の人事院勧告に準じた改定が主な内容となるものでございます。

まず初めに、議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳出について御説明申し上げます。

予算書8ページから25ページまで歳出について記載をいたしておりますが、主なものにつきましては、先ほど申しましたとおり、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等による給与、共済費などの人件費の調整及び各特別会計の人件費調整のための繰出金の調整でございます。

人件費以外の補正について御説明申し上げます。

予算書は8、9ページ、一番下の総務管理費、諸費、高鍋高校ラグビー部全国大会出場補助金でございます。東大阪市花園ラグビー場で開催される全国高等学校ラグビーフットボール大会に、高鍋高校の12年連続30回目の出場が決定したため、補助金を支給しようとするものでございます。

続きまして、10、11ページ、戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳費の報酬及び旅費についてでございますが、現在、国において、マイナポイントの付与等によりマイナンバーカード取得を推進しているため、窓口が大変混雑しておりますので、スムーズな窓口事務を確保するため、会計年度任用職員2名を雇用しようとするものでございます。

続きまして、18、19ページ、農業費、畜産業費でございます。鳥インフルエンザ対策事業費についてでございますが、新富町内で高病原性鳥インフルエンザの陽性が確認されたことにより設置される宮崎県農業大学の消毒ポイントにおいて、12月7日まで24時間体制で消毒作業を行うことが予定されておりますので、そのために必要となる職員手当等を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

予算書は、6、7ページとなります。

歳入につきましては、全額、財政調整基金繰入金でございます。

議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）の説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第58号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第59号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第60号令

和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、いずれの議案も、歳出につきましては、先ほど御説明申し上げた一般会計補正予算（第7号）と同様に、職員の給与、共済費などの人件費を調整し、歳入につきましては、主に一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。条例改正に伴いまして、その予算であることから、増額についてはやむなしと考えます。

住民から「役場職員はうようよいる」「多過ぎるのではないか」との意見を頂きました。しっかりとした人事配置の基に行われているとは考えますが、住民への説明責任がありますので、現在の人事配置数及びその人数が必要な根拠を示していただきたいと思っております。

また、マイナンバーカードに関して、先ほど言われましたように、マイナポイントがあることで多くの町民の方がマイナンバー取得をされているようです。現在の状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

また、鳥インフルエンザに関して、消毒ポイントが1か所であるということに今説明を受けましたが、これはほかのところにはないのか、ないとしたらなぜそうなっているのか、そこだけちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時06分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） まず、総務課関係の質疑といたしまして、人事配置の数、その根拠についてのお尋ねでございます。

現在、高鍋町の正規職員数は約170名でございます。その課ごとの職員の配置につきましては、それぞれの課の所管する業務、それからその業務に基づく係等がございますので、例えば、明確にこの課、係には何人という基準というものを定めているものではないです。当然ながら、正規職員で賄えない業務等がございましたら、その場合については会計年度任用職員さんを任用して対応しているというところで、現在、私どもとしましては職員数が多いという状況にはないと、また、職員組合のほうからも職員数の適正な配置というか、増員というのも要求がございますので、こちらとしては職員数が多いというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 町民生活課長。

○町民生活課長（鳥取 和弘君） マイナンバーの交付枚数の状況でございますけれども、令和4年10月末時点におきまして、全国平均で51.1%になっております。高鍋町につきましては54.9%ということで、全国平均は上回っておりますけれども、まだ半分ちょっとでございますので、またこれかも申請及び交付に来られる方が多数来られると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。消毒ポイントの数ということでございますが、今回の消毒ポイントは4か所設置されております。そのうちの1か所が農大校という形になっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農業政策課長。高鍋町の担当となっているところは農業高等学校、この1か所が担当という形になっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ちょっと私の質疑に問題があったかなと思うんですが、現在の人事配置数及びその人数が必要な根拠を示していただきたいというのは、正規職員のみならず会計年度任用職員が何名いるのか、それがどこ辺にどういう厚きに置いてあるのかというのが、ちょっと気になる場所であるんですよ。

だから、住民の方が今度の選挙で「うようよいる」と言われたから、「どこ辺にうようよいるか教えてほしいんだけど」と言う、私も申し上げたんですけど、その辺は具体的にはお答えにならなかったんですけど、そういった言葉を言われる方がほぼ選挙で回ったときに十数名いらっしゃいましたので、かなりの人数、1人、2人だったら私もこういう質疑は申し上げませんが、だから、例えば会計年度任用職員の方も含めてたくさんに見えたのかなと思うんですけど、例えば、その方がおっしゃったのは「正規職員をもっときちんと雇って、例えば定数があるやろう」と、「それじゃなくて会計年度任用職員はもっと減らせんのか」という意味もおっしゃいました。だから、その辺がどうなのかということもちょっと知りたいと思った、私の言い方もまづかったんだろうと思います。すみません。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） すみません。今、手持ちで会計年度任用職員さんが何人いるかというのはちょっとお答えできる資料がありませんが、例えば学校関係の生活支援員であったりとか、そういった方については正規職員ではなく会計年度任用職員の任用としておりますので、その御質疑があった方がどこを見られて多いと言われたのか、ちょっとこちらでも分かりませんが、正規職員を充てるべきところ、それから、例えば今回のマイナンバーカードのように一時的に業務量が増えるような職場については、正規職員を雇

用するのではなく、会計年度任用職員さんにそういった業務をお任せするというのが一般的であるという判断の下で配置をしております。ですので、ちょっとこちらのほうから、そのどこの部分が多いというようなことというのはちょっとお答えいたしかねます。すみません。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） すみません、私もきちんと説明しませんでしたね。

その方がおっしゃるのには、この本庁舎内のことで多いんじゃないかというふうにおっしゃったんですね。だから、私も、人数的には分かりませんがという前置きをしてお答えをさせていただきました。だから、私が答えたのがそのとおりなのかどうかというのは分かりませんが、とにかく職員が多いのではないかということ役場の中に来ておっしゃったみたいですので、だから役場の中だけに限って言えばいいんじゃないかなというふうに私は思ったんですけど、役場の中だけでも、もし人数がはっきりすれば、そこを私もちゃんとお知らせを、そのときはちゃんと私は手持ちがなかったもんですから、その十数人の方には選挙が終わった後に人数が書いてあるやつをちゃんと持って行って私は見せました。

だけど、その中でも、先ほど言われたように、教育総務課関係で、例えば、子どもたちの支援のために学校支援員をこうやって配置しているんですよという話をしたりとか、説明をしていけば、「いや、そこじゃないとよ、役場の中ですよ」とおっしゃったから、役場の中だろうと思います。

だから、その辺については、多分、そうやって配置していただくことについて、私、問題はないと思うんですよという話はしておいたんですけど、住民の皆さんにそういうふうに見えるというのは私はちょっと不思議ではあったんですけど、でも、やっぱりそこで感じられたことというのは、住民の方は率直に言われたんだろうと思うんですね。

だから、私は今度のこの人事院勧告に伴って条例改正を行い、そして増額をしていくという中で、しっかりとやっぱりここを答えていただいたほうがいいかなと思って質疑をただけですので、お答えができないという、後でも、資料があれば資料を頂ければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。すみません。今現在というか、今年度の数値については、今持ち合わせておりませんので、また後から資料として全議員の方にお配りをしたいと思います。すみません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 1点だけ、ちょっと鳥インフルエンザに関することで、当初は担当課で対応していたと思うんですが、今現在は全職員で順番でやっているという話を聞いております。これは、やっぱり24時間ですから、8時間ずつでしているのか、そこはいいんですが、例えば勤務時間内に行っている方と、夜、勤務時間外に行っている方がいると思うんですが、この勤務時間内に行っている人の対応はどうなるのか、それと、夜だから勤務時間外ですね、当然、その人たちの時給はどれくらいになっているのか、分かればお教え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。消毒作業に従事する職員については6時間交代にしております。ですので、1日当たり4人というような配置、動員をしております。

それから、勤務時間内であれば、当然、役場から行ってその作業に従事しますので、その可能な係の中で業務調整をしながら消毒作業に従事していただくということになりますので、特段の手当は発生しません。

ただ、勤務時間外であれば、今回の補正でも上げておりますけれども、時間外勤務手当を支給しております。管理職を除く、職員の平均時間外の単価というのを出してございまして、そこで今回の補正は積算しておりますけれども、平均の時間外単価が1,834円ですので、若い職員はもうちょっと低い時間外、ある程度年齢がいった方はもっと高い時間外になりますけれども、平均としては1時間当たり1,800円程度の単価となっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで、質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論を行います。

これは、条例改正を行い、そして人事に対して増額されるということですが、これはやむなしと考えております。できれば、もっと多い形がいいかなと思いましたが、

しかし、私がちょっと気になったのは、マイナンバーカード発行に関して、毎日のように人が来ていらっしゃるように見えても54.9%というお話を聞いて、もう少し上がる

んじゃないかなというふうに予測はしておりますけれども、できればこれを目標値としてはどれぐらいを目指しているのかというところまで、私は住民の皆さんにはっきりとしたほうがよろしいんじゃないかなと思うのが一つあります。

それと、消毒作業に関して、本当に出ているらっしゃる職員の方には御苦労さんと言いたいですけれども、本当に鳥インフルエンザ、いろんな形でこういった家畜伝染病、それが起こらないように私は願っております。毎日のように私は歩いている中でカモなんか死んでいるんじゃないかと、もう冷や冷やしますけれども、やはりそういった形で、住民の皆さんも定期的に鳥インフルエンザに対しての関心もお持ちいただくようお願いをして、私の賛成討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第57号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第57号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和4年第4回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員